

居住制限区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人ら（祖母、父母、長女、二女及び長男）及び亡祖父（父が相続）について、生活基盤変容による精神的損害として各250万円（中間指針第五次追補に定める目安額）の賠償がそれぞれ認められるとともに、その増額分として、亡祖父及び祖母につき、いずれも居住期間が約80年であったこと、農業に従事していたこと、地域社会等との関わり合い等を考慮して各50万円の賠償が、父につき、居住期間が約55年であったこと、農業に従事しており、同区の自宅に帰還後に農業を再開するも農業の再開にあたって多くの苦労があったこと、地域社会との関わり合い等を考慮して30万円の賠償がそれぞれ認められるなどした事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5及び同X6（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人X1及び同X5は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

1. 亡A（以下「被相続人」という。）が平成27年12月〇日に死亡し、申立人X1が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
2. 申立人X1及び同X5の知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること

### 第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙1から7記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙1から別紙7記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）に対する和解金として合計金25,701,680円の支払義務があることを認める。

### 第4 既払金

申立人ら及び被申立人は、令和5年10月17日付け和解契約書（一部）記載のとおり、被申立人が申立人らに対して、第2項記載の損害の一部として金18,300,000円が支払い済みであることを確認する。

### 第5 支払方法

（省略）

### 第6 清算

申立人らと被申立人は、別紙1から7記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）

について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

#### 第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年7月24日

（仲介委員 日向 隆）

## 別紙 1

## 被相続人 A 分

単位：円

損害項目／期間	金額
日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第 2 の 4 指針 1）⑥ （持病）による増額分 期間：平成 23 年 3 月 11 日から平成 27 年 12 月 9 日まで	1,160,000
過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 1） 期間：平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 9 月 10 日まで	300,000
生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 2）	2,500,000
生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 2） の増額分	500,000
自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第 3） 期間：平成 23 年 4 月 23 日から平成 23 年 12 月 31 日まで	200,000

## 申立人ら全員分

単位：円

損害項目／期間	金額
日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第 2 の 4 指針 1）⑧ （家族別離）による増額分 期間：平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 5 月 31 日まで	90,000

## 申立人 X 1 及び同 X 2 分

単位：円

損害項目／期間	金額
日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第 2 の 4 指針 1）③ （介護）による増額分 期間：平成 28 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	810,000

## 別紙2

申立人X1分

単位：円

損害項目／期間	金額
生活費増加費用（法要費用、平成27年12月21日領収証分）	130,680
過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1） 期間：平成23年3月11日から平成23年9月10日まで	300,000
生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）	2,500,000
生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2） の増額分	300,000
自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3） 期間：平成23年4月23日から平成23年12月31日まで	200,000

## 別紙3

申立人X2分

単位：円

損害項目／期間	金額
過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1） 期間：平成23年3月11日から平成23年9月10日まで	300,000
生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）	2,500,000
自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3） 期間：平成23年4月23日から平成23年12月31日まで	200,000

## 別紙4

申立人X3分

単位：円

損害項目／期間	金額
日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の4 指針1）⑥ （持病）による増額分 期間：平成23年3月11日から平成23年12月31日まで	300,000
過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1） 期間：平成23年3月11日から平成23年9月10日まで	300,000
生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）	2,500,000
自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3） 期間：平成23年4月23日から平成23年12月31日まで	200,000

## 別紙5

申立人 X 4分

単位：円

損害項目／期間	金額
日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の4 指針1）⑥ （持病）による増額分 期間：平成27年11月1日から平成28年6月30日まで	240,000
診断書取得費用（令和6年3月5日付け領収証分）	11,000
過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1） 期間：平成23年3月11日から平成23年9月10日まで	300,000
生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）	2,500,000
自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3） 期間：平成23年4月23日から平成23年12月31日まで	200,000

## 別紙6

申立人 X 5分

単位：円

損害項目／期間	金額
日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の4 指針1）① （要介護）による増額分 期間：平成28年1月1日から平成30年3月31日まで	660,000
過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1） 期間：平成23年3月11日から平成23年9月10日まで	300,000
生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）	2,500,000
生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2） の増額分	500,000
自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3） 期間：平成23年4月23日から平成23年12月31日まで	200,000

## 別紙 7

申立人 X 6 分

単位：円

損害項目／期間	金額
過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 1） 期間：平成 2 3 年 3 月 1 1 日から平成 2 3 年 9 月 1 0 日まで	300,000
生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第 2 の 2）	2,500,000
自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第 3） 期間：平成 2 3 年 4 月 2 3 日から平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日まで	200,000